

徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>工事業者の光熱水費負担金について、納入通知書を送付していなかったため、未収となっていたものが3件あった。</p> <p>1 調定額：25,078円 調定日：令和5年10月2日</p> <p>2 調定額：44,397円 調定日：令和5年10月5日</p> <p>3 調定額：28,488円 調定日：令和5年10月6日</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (納入の通知) 第25条 歳入徴収者は、第22条第1項の規定により歳入を調定したときは、直ちに納入義務者に納入通知書(様式第22号)又は納付書(様式第23号)を送付しなければならない。</p> </div>

監査(検査)実施年月日(委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月3日から同年8月30日まで)